

大分県公共工事競争入札参加随時認定資格審査申請要領

1 資格審査を申請できる者及び業種

次の（１）から（７）の要件を全て満たす者及び業種であることとし、資格審査は、原則として建設業法第２７条の２９の規定に基づく総合評定値の請求（以下、「総合評定値請求」という。）を行い、総合評定値の通知（以下、「総合評定値通知」という。）を受けた業種と同一の業種について行うこととする。

- （１）建設業法の規定により申請書提出日現在において、大分県内に本店を有している国土交通大臣又は大分県知事の許可を受けている者及びその業種
- （２）申請書提出日現在において、直近の１２月１日から１月３１日の間を受付期間とする大分県公共工事競争入札参加資格審査申請と同一の期間を審査基準日とする総合評定値通知を国土交通大臣又は大分県知事から受けている者及びその業種
- （３）大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和３９年大分県告示第４８１号）第８の１の（３）及び第８の２の（４）で定める暴力団関係者に該当しない者
- （４）社会保険等の適用事業所において、適用除外承認を受けている場合を除き、申請書提出日現在において必要な「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」すべてに加入している者
- （５）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者
- （６）直近の１２月１日から１月３１日の間を受付期間とする大分県公共工事競争入札参加資格審査申請を行っていない者
- （７）申請書提出日現在において大分県公共工事競争入札参加資格を有していない者

2 審査基準日

大分県公共工事競争入札参加随時認定資格審査申請における審査基準日は次のとおりとする。

- 第１回 ３月１日
- 第２回 ５月１日
- 第３回 ８月１日

ただし、上記審査基準日が閉庁日の場合は、以降の直近の開庁日とする。

なお、平成２９年度の第１回審査基準日は、４月３日（月）とする。

3 資格審査の申請期間及び申請方法

申請期間は次のとおりとし、申請方法は書面持参とする。

- 第１回 申請期間 ３月１日から４月３０日
- 第２回 申請期間 ５月１日から７月３１日
- 第３回 申請期間 ８月１日から１０月３１日

ただし、上記の申請期間の初日が閉庁日の場合は、以降の直近の開庁日とし、申請期間の末日が閉庁日の場合は直前の開庁日までとする。

なお、平成２９年度の第１回申請期間は、４月３日（月）から４月２８日（金）までを受付期間とする。

※ 期間外の受付は一切行わない

4 認定時期

上記3に定める申請期間内の申請に対し、下記の期日に認定を行う。

第1回 6月1日（申請期間申請受理分 3月1日から4月30日）

第2回 9月1日（申請期間申請受理分 5月1日から7月31日）

第3回 12月1日（申請期間申請受理分 8月1日から10月31日）

ただし、上記認定期日が閉庁日の場合は、以降の直近の開庁日とする。

5 受付場所

申請者の主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所

6 資格等の有効期間

直近の12月1日から1月31日を受付期間とする入札参加資格認定の有効期間と同じとする。

7 申請書類の配布先

大分県庁ホームページ

8 提出書類・提出部数

（随時）競争入札参加資格審査申請書類一覧に掲げる書類について正本1部、副本2部を提出する。

9 その他注意事項

- (1) 一度申請した資格審査書類について、申請者の申立てによる変更は認めないので、内容を十分確認したうえで申請をすること。
- (2) 競争入札参加資格の資格審査の申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、資格の格付又は認定を行わないことができるものとする。
 - ① 競争入札参加資格申請書若しくは添付書類又は資格審査用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又はそれらに重要な事実について記載をしなかったとき。
 - ② 経営規模等評価申請書、経営状況分析申請書及び総合評定値請求書又はその添付種類に虚偽の記載をしてこれを提出し、結果の通知を受けたとき。
 - ③ 審査を行う過程又は審査の結果において、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を与える者として不適当であることが判明したとき。
- (3) 競争入札参加者の資格を有する者が、次の各号の一に該当するときは、資格の取り消し又は等級の格下げをすることができるものとする。
 - ① 建設業法第3条の規定による許可の効力を失ったとき。
 - ② 請負契約の履行について不誠実な行為をしたとき。
 - ③ 前2号の他、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を有する者として不適当であることが判明したとき。
- (4) 競争入札参加資格の決定に関する問い合わせには一切応じない。
- (5) 事業協同組合の特例扱いを希望する場合は、次の書類が必要である。
 - ① 特例扱いを希望する旨の申出書
 - ② 役員名簿及び組合員名簿（組合員のうち審査対象とする組合員5名以内を選択し、明示すること。）
 - ③ 事業協同組合の建設業許可通知書の写
 - ④ 事業協同組合及び審査対象者（組合員のうち5名以内）の総合評定値通知書の写又は総合評

定値請求書受付票の写

- ⑤ 官公需適格組合証明書の写真

(6) 格付結果等の公表について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に係る適正化指針により、次の事項を公表する。

- ① 競争入札に参加する者に必要な資格

大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和39年大分県告示第481号）

大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期の特例（平成20年大分県告示第224号）

- ② 競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿

ア 建設業者競争入札参加資格一覧表（県内業者）

イ 建設業者競争入札参加資格一覧表（県外業者）

ウ 建設コンサルタント競争入札参加資格一覧表

エ 大分県経常建設共同企業体入札参加資格一覧表

- ③ 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

ア 大分県が発注する工事請負契約に係る指名基準について（平成5年12月17日付監第1491号）

イ 大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年大分県告示第267号）

- ④ 競争参加者の等級区分の基準及び基準の公表

「建設工事入札参加資格の決定に関する格付基準」による。

なお、公表の方法は、土木建築企画課建設業指導班・大分県情報センター・各振興局地区情報コーナー・各土木事務所及び大分県ホームページ

（<http://www.pref.oita.jp/site/n-kennsetsugyou/n-usatsusankashikaku.html>）における閲覧とする。

また、土木建築企画課建設業指導班・各土木事務所においては貸出も可能とする。